島根県地域物流効率化•連携促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県地域物流効率化・連携促進補助金(以下「補助金」という。)の 交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下「適正化法施行 令」という。)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)(以下 「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、社会インフラである物流の構造的な需給ひっ迫による輸送 力不足等の解消に向けて、荷主事業者や運送事業者が実施する物流の効率化や 連携を促進する取組の経費の一部を補助することにより、地域の持続可能な物 流の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
 - (2) 「団体」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合で、島根県内に主たる事業所を有する者 イ 中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32 年法律第 185 号) に規定する協業組合又は商工組合で、島根県内に主たる事業所を有する者
 - ウ 商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) に規定する商店街振興組合 で、島根県内に主たる事業所を有する者
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律 第164号)に規定する生活衛生同業組合で、島根県内に主たる事務所を有す る者
 - オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号) 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律 第 49 号)に規定する社団法人で、島根県内に主たる事業所を有する者。

(ただし、社団法人構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る。)

(3) 「中小企業者等」とは、中小企業者及び団体をいう。

- (4) 「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業の経営の許可を受けた、貨物軽 自動車運送事業の経営の届出を行った、又は倉庫業法の登録を行った中小企 業者等をいう。
- (5) 「荷主事業者」とは、貨物の輸送を発注する、又は貨物を受け取る中小企業者等をいう。

(補助金の交付対象者等)

- 第4条 知事は補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象 として知事が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金交付の対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限 は、別表1のとおりとし、対象者については、次の要件をすべて満たす者とす る。
 - (1) 「ホワイト物流」推進運動に賛同し、自主行動宣言を事務局に提出していること。
 - (2) 「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っていること。
 - (3) 次のいずれかに該当する者(以下、「みなし大企業」という。)でないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が 所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占 めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア〜ウに該当する中小企業者が 所有している中小企業者
 - オ ア〜ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数 の全てを占めている中小企業者
 - (4) 島根県税の滞納がないこと。
 - (5) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のすべてに該当しないこと。
- 3 補助事業は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業を 実施する申請者(以下「補助事業者」という。)に交付決定を行い、補助金交 付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の 交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から 10 日以 内に補助事業者へ補助金交付申請の取下げ(様式第3号)をすることができ る。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らか にしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

- 第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事 へ補助事業の変更申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければな らない。
 - (1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助目的をより効率的 に達成するために必要と認められる変更
 - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者 へ承認可否の回答(様式第5号)を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらか

じめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6号)により、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者 ヘ中止 (廃止)申請の回答 (様式第7号)を通知する。

(遂行状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示が あった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書(様式第 8 号)を知事に提 出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日 を経過する日又は補助対象期間の末日いずれか早い日までに実績報告書(様式 第9号)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の提出を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業 者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

(補助金の支払)

第14条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けよ うとするときは、知事へ精算払請求書(様式第10号)を提出しなければなら ない。

(補助金の交付決定の取消)

- 第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の 交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助事業者が、法令、要綱もしくは別に定める規定に基づく補助事業者の指示等に違反したとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
 - (4) 補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(取得

価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第11号)を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、 他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担 保に供しようとするときは、知事へ処分承認申請書(様式第12号)を申請 し、承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分 承認適否の回答(様式第13号)を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 知事は、補助事業者が、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(収益納付)

第17条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(県内中小企業者への優先発注)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、工事の発注並びに物品及び 役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小 規模企業者に発注するよう努めること。

(効果報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業実施年度から起算して 3 年間、当該年度に おける補助事業に係る成果等の状況を、補助事業実施効果報告書(様式第 14 号)によりその翌年度の 5 月末までに知事に報告しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 20 条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助 金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれ に同意したものとする。

(補助事業の公表)

第21条 知事は、補助事業の内容等について、補助事業者の利益に反しない 範囲で、当該内容を公表することができる。

附 則

1. この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係) 補助金交付の対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限

補助対象事業	対象者	補助対象経費	補助率	補助上限
【単独枠】	荷主事業者又	(ハード経費)	1/3 以内	100 万円
パレット化、標	は運送事業者	機械器具費、備品購		/件
準化、デジタル		入費、施設改修費、		
化等物流効率化		システム導入・開発		
・連携促進に資		費		
する自社におけ		(ソフト経費)	1/2 以内	
る新たな取組		専門家謝金、輸送費		
(ただし、運送		・荷役費・通関等そ		
事業者において		の他輸送トライアル		
は、荷主企業で		経費、賃借料、消耗		
発生する荷待ち		品購入費、委託費等		
• 荷役作業時間				
削減に資する取				
組に限る)				
【連携枠】	複数の荷主事	(ハード経費)	1/3 以内	500 万円
輸配送の共同	業者又は荷主	機械器具費、備品購		/件
化、商慣行の見	事業者及び運	入費、施設改修費、		
直し等グループ	送事業者で構	システム導入・開発		
が連携して行う	成されるグル	費		
物流効率化・連	ープ(グルー	(ソフト経費)	1/2 以内	
携促進に資する	プの構成員は	専門家謝金、輸送費		
先駆的取組	法人格が別で	・荷役費・通関等そ		
	資本関係のな	の他輸送トライアル		
	い者であるこ	経費、賃借料、消耗		
	と)	品購入費、委託費等		

[※]消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

[※]連携枠について、グループ構成員への経費の支払いは原則補助対象経費から除くものとする。ただし、グループ構成員である運送事業者に支払う輸送費・荷役費・通関等その他輸送トライアル経費は補助対象とする。

[※]単純な設備更新に係る費用は補助対象経費から除くものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。